

大府市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の概要

1. 条例制定の趣旨

平成24年に再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT制度」といいます。）が開始されて以降、太陽光発電設備は、日当たりのよい立地であれば比較的導入しやすいため、全国的に導入が進んでいます。しかし、一方で、太陽光発電設備の設置により、土砂流出や濁水の発生、反射光による生活への影響、景観への影響などの問題から、設置事業者と自治体や住民との間の紛争に至る事例も相次いでいます。

緑地と市街地が隣接し、調和のとれた自然環境及び生活環境を持つ本市においても、再生可能エネルギーの活用を推進しつつ、太陽光発電設備の設置による自然環境等への影響を抑制することで、自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和を図るため、新たに条例を制定するものです。

なお、条例の施行は、令和3年7月1日です。

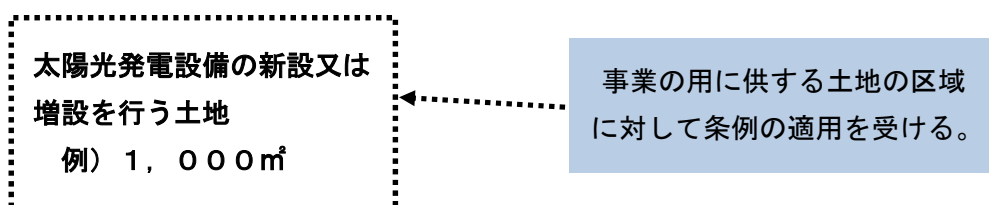
2. 条例の目的（第1条関係）

太陽光発電設備の設置等に関し手続等必要な事項を定めることにより、太陽光発電設備と自然環境等との調和を図り、もって良好な自然環境等の保全と公共の福祉に寄与することを目的とします。

3. 対象となる事業（第2条関係）

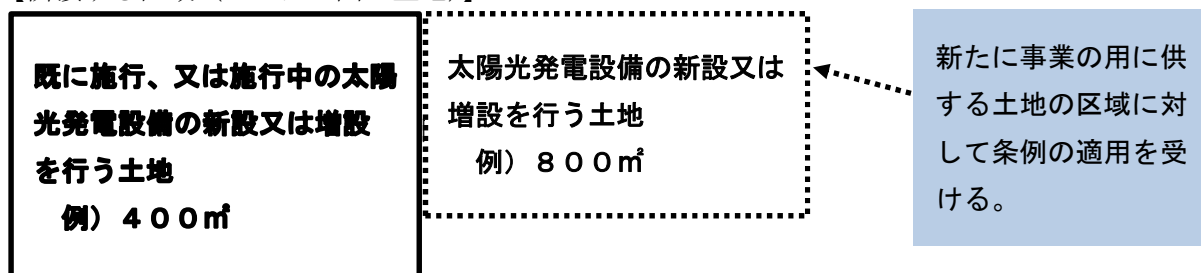
太陽光発電設備の新設又は増設を行う事業（建築基準法に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものは除きます。）のうち、事業区域の面積の合計が1,000平方メートル以上のもの（以下「設置事業」といいます。）を対象とします。

（1）事業区域の面積の合計が1,000㎡以上になる場合



（2）事業区域の面積が1,000㎡未満であっても、当該事業区域に隣接する区域（または一団の土地）において、同一事業者が既に施行、又は施行中の事業の用に供する土地の事業区域の面積を合算して1,000㎡以上になる場合

【隣接する区域（または一団の土地）】



4. 設置事業の手続（第6条、第7条、第8条、第9条関係）

（１） 関係法令等の調査（第6条関係）

事業者は「② 市長との協議等」の前に、予定している設置事業が他の法令や条例に適合するものであることを確認しなければなりません。

（２） 市長との協議等（第7条、第9条関係）

事業者は、設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業の内容等について、あらかじめ市長と協議しなければなりません。また、協議の終結に当たって、市長は必要に応じて、大府市環境審議会からの意見聴収をする場合があります。

【協議事項と審査基準】

協議事項		審査基準
1 自然環境に関する事項	（１） 法面の緑化	切土又は盛土（以下「切土等」という。）により事業区域内に法面が生じ、又は擁壁を築造する必要が生じる太陽光発電設備であって、当該法面又は擁壁に緑化を施す場合、地域の気候、風土、土壌等の自然条件に適合し、事業区域周辺で生息している樹種を用いる等、周辺の植生に配慮すること。 ただし、外来生物リスト（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1をいう。）に掲載された植物は避けること。
	（２） 緑化対策	景観その他の見地から必要があると認められる場合は、植樹及び植草による緑化を行うこと。
	（３） 希少野生動植物の保全	希少野生動植物（国又は愛知県が作成したレッドリストに掲載された動植物をいう。）の生息地及びその周辺に適切な保全措置を講ずること。
2 生活環境に関する事項	（１） 騒音・振動	パワーコンディショナー等の附帯設備は、騒音又は振動による事業区域の周辺の居住環境に対する影響の低減を図るため、その配置、構造及び設備に関し、適切な措置が行われていること。
	（２） 遮蔽措置	事業区域と事業区域以外の区域との境界部分には、必要に応じ、植栽、塀又は柵の設置等により遮蔽措置が行われていること。
	（３） 反射光	太陽電池モジュールは、その反射光が周辺の環境に重大な影響を及ぼすことがないよう、次の

		いずれかの基準に適合するものであること。 ア 低反射性のものであること。 イ 位置、傾斜角度等について、十分に配慮して設置されるものであること。
	(4) 色彩	太陽光発電設備に係る工作物（以下「工作物」という。）の色彩は、低彩度のものであること。
	(5) 材料	太陽電池モジュールを支持する架台等は、経年変化により支障が生じない材料が使用されたものであること。
3 地盤に関する事項	(1) 地盤の勾配	工作物が設置される地盤の勾配は30度未満であること。
	(2) 法面の構造	造成が行われた後に法面が生ずる場合にあっては、当該法面の構造の安全性が確認されており、適切なものであること。
4 排水施設に関する事項	(1) 排水施設の能力	事業区域内に排水施設を設置する場合は、事業区域の規模、地形、降水量等及び放流先の排水能力を考慮し、事業区域及び流域の地表水等が安全かつ有効に排出される勾配及び断面を有するものであること。
	(2) 排水施設の構造	事業区域内の排水施設は、堅固で耐久性を有するとともに、維持管理の容易な構造であること。また、土砂の流出を防止するための泥溜め又は沈砂池が適切に設置されたものであること。
	(3) 調整池の設置	太陽光発電設備の設置により雨水流出係数の変更が生じ、雨水の流出量が高まる場合は、原則、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池が設置されていること。
	(4) 水等資源の保全	事業活動が環境に与える影響を考慮し、水質の保全に必要な措置を講ずること。 ア 水道水源の水質及び流量の確保を阻害しないよう配慮されていること。 イ 農業用水の水質及び流量の確保を阻害しないよう配慮されていること。 ウ 地下水の枯渇及び地盤沈下のおそれがないこと。
5 事業区域に関する事項	(1) 設置不適区域	事業区域内に、次に掲げる区域が含まれていないこと。ただし、事業区域及びその周辺の地域の状況等により支障がない場合は、この限りで

		ない。 ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の災害危険区域 イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域 ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域 エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
6 太陽光発電設備の設置工事中に関する事項	(1) 工事中の災害防止	太陽光発電設備の設置に係る工事は、当該工事中の災害を防止するため、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等によるものであること。
7 太陽光発電設備の設置後に関する事項	(1) 保守点検・維持管理	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づき太陽光発電設備の適切な保守点検及び維持管理を行うこと。
8 太陽光発電事業の廃止後に関する事項	(1) 撤去時の措置	太陽光発電事業の廃止後は、設置者又は管理者の責任において、次に掲げる措置を行うこと。 ア 工作物を速やかに撤去すること。 イ 工作物の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。 ウ 事業区域であった土地について、関係法令等に従い、安全かつ適切な処理を行うこと。

(3) 地域住民等への意見聴取（第8条関係）

事業者は、市長との協議の申請後、当該協議が終結するまでに、地域住民等に対して、設置事業の内容について周知し、当該地域住民等の意見を聴取しなければなりません。

（例えば、説明会の開催、個別訪問、回覧板など）

(4) 決定通知（第7条関係）

市長は、事業者との協議が終結したときは、当該設置事業が適当である又は不適当である旨の意見を付して、事業者に通知します。

5. 維持管理等（第13条関係）

決定通知を受けた事業者及びこの条例の施行前に設置事業に着手した者は、当該設置事業により設置した太陽光発電設備を適切に維持管理すること及び当該設置事業により設置した太陽光発電設備による発電事業を廃止したときは、当該太陽光発電設備を適切に処理することを義務付けます。

6. 指導・助言、勧告、命令、公表（第14条、第15条、第17条関係）

設置事業を行う事業者が、条例の手続を守らない場合、虚偽の内容で手続を行った場合その他必要な場合には、当該設置事業の中止や必要な措置を取ることを指導・助言、勧告又は命令します。また、正当な理由なく当該命令に違反した場合その他必要な場合には、事業者名や当該違反事実を公表することがあります。

7. 報告等の徴収及び立入調査（第16条関係）

設置事業に係る工事等の状況に関して、必要な場合には、報告や資料の提出を求めたり、現場等への立入調査を実施します。

8. 罰則（第19条関係）

虚偽の申請により決定通知を受けた事業者、決定通知（当該設置事業が適当である旨の意見を付したものに限り、）を受けることなく設置事業に着手した事業者等に対して、最高で30万円以下の罰則を定めています。

詳細は、条例又は条例施行規則をご確認ください

【お問い合わせ先： 大府市市民協働部 環境課環境政策係 TEL：0562-85-5335】

大府市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との 調和に関する条例のフロー

【対象となる事業】

太陽光発電設備の新設又は増設を行う事業のうち、
事業区域の面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

関係法令等の調査

設置事業の協議の申請（第1号様式）

※申請時の添付書類、協議事項は別紙1, 2参照

【他の法令又は条例（大府市開発等事業の手続及び基準等に関する条例を除く。）に基づく許可、認可等を行う前に市長との協議を実施】

協議・審査

地域住民等への意見聴取

- 設置事業の内容について周知
- 地域住民等の意見を聴取
- 市長への報告（第4号様式）

必要に応じて大府市環境審議会へ意見聴取

決定通知
(適当である旨の意見)

決定通知
(不適當である旨の意見)

他の法令又は条例に基づく
許可、認可等

着手の届出
(第8号様式)

必要に応じて
➤ 報告又は資料提出を要求
➤ 立入調査を実施

完了の届出
(第9号様式)

【太陽光発電設備設置後の維持管理等の義務】

- 設置した太陽光発電設備の適切な維持管理
- 発電事業廃止後の太陽光発電設備の適切な処理

※ 条例施行前に設置事業に着手した者にも適用

違反事業者への対応

- 申請と相違する内容の設置事業を実施
 - 適合通知を受けずに事業着手
 - 変更の未申請又は虚偽の変更の申請
 - 届出の未提出又は虚偽の届出
 - 報告・資料の提出拒否、立入調査の拒否
 - 虚偽の報告・資料の提出
- 等

【罰則等】

- 指導・助言、勧告、命令
- 公表
- 罰則

——— 事業者の手続
----- 市の手続